

◎ 川はみんなできれいに！遊漁マナーは正しく！

7. 6の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ中欄に掲げる漁具・漁法によって右欄の期間中は遊漁をしてはならない。

区 域	漁 具 ・ 漁 法	期 間
全 区 域	網漁具、網漁法。ただし網目9cm以上の網(増水時のみ)。たも網、さで網、音無瀬橋から下流のなぜ網、溝受網を除く。	鮎解禁日時から7月1日午前6時迄
〃	網目9cm以下の網類。ただし、たも網、なぜ網、溝受網、巻網、出置、投網、刺網を除く。	鮎解禁日時から7月31日迄
〃	網目5cm以下の網類。ただし、たも網、さで網、落網、なぜ網、溝受網を除く。	3月1日から鮎解禁日時迄
〃	網目6cm以下の網類。ただし、たも網、四ツ手網、さで網、なぜ網、溝受網を除く。	10月1日から10月31日迄
福知山市音無瀬橋から下流全区域(支流は除く)	〃	11月1日から11月15日迄
全 区 域	水視眼鏡、水眼鏡およびひっかけ漁業	9月16日から翌年7月31日迄
福知山市大江町の支流および舞鶴市加佐地区の支流	〃	周 年
綾部市関西電力株式会社由良川発電所水取口堰堤から下流230mまでの区域 綾部市関西電力株式会社山家発電所堰堤から下流360mまでの区域 福知山市三和町梨ノ木堰堤から上流300mまでの区域 福知山市大江町天田内河守堰堤から上流下流共100mまでの区域	全漁具・全漁法	
綾部市西原町懸ヶ石(通称大岩)から上流の全区域 綾部市味方町並松堰堤(綾部井堰)から下流魔しりの淵までの区域 綾部市小貝橋から上流犀川合流点までの区域 福知山市戸田橋から下流川北橋までの区域	網漁具・網漁法 (釣り専用区)	
福知山市三和町橋本堰堤から上流川合川合流点までの区域 福知山市野花十二橋から上流佐々木川合流点まで	網漁具・網漁法 (友釣り専用区)	
舞鶴市地頭松川河口から上流西飼上井堰まで	毛バリ釣り、天びん釣り以外の漁具、漁法	福知山市法川合流点から下流音無瀬橋までの区域 (令和7年度より釣り専用区1ヵ所追加) 網解禁日時から8月1日午前6時迄

8. 次の場所では6月15日から8月31日まで、えびの採捕をしてはならない。
舞鶴市由良川橋から下流1,000米までの左岸側、志高岡田下橋から上流1,000米までの右岸側、丸田八雲橋から下流1,000米までの左岸側。
9. 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長	魚 種	全 長
こ い	15cm以下	あ ま ご (や ま め)	12cm以下
ふ な	6cm以下	に じ ま す	15cm以下
う な ぎ	30cm以下		

10. 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。
11. 遊漁者は遊漁する場合には遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
12. 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
13. 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
14. 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。
15. 組合は遊漁者が、この規則に違反したときは直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁者が、既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。
16. この規則に違反した者は、警察に告訴する者のほかは損害賠償を請求することがある。
17. この規則に包含しない事項の場合には組合の承認を受けなければならない。